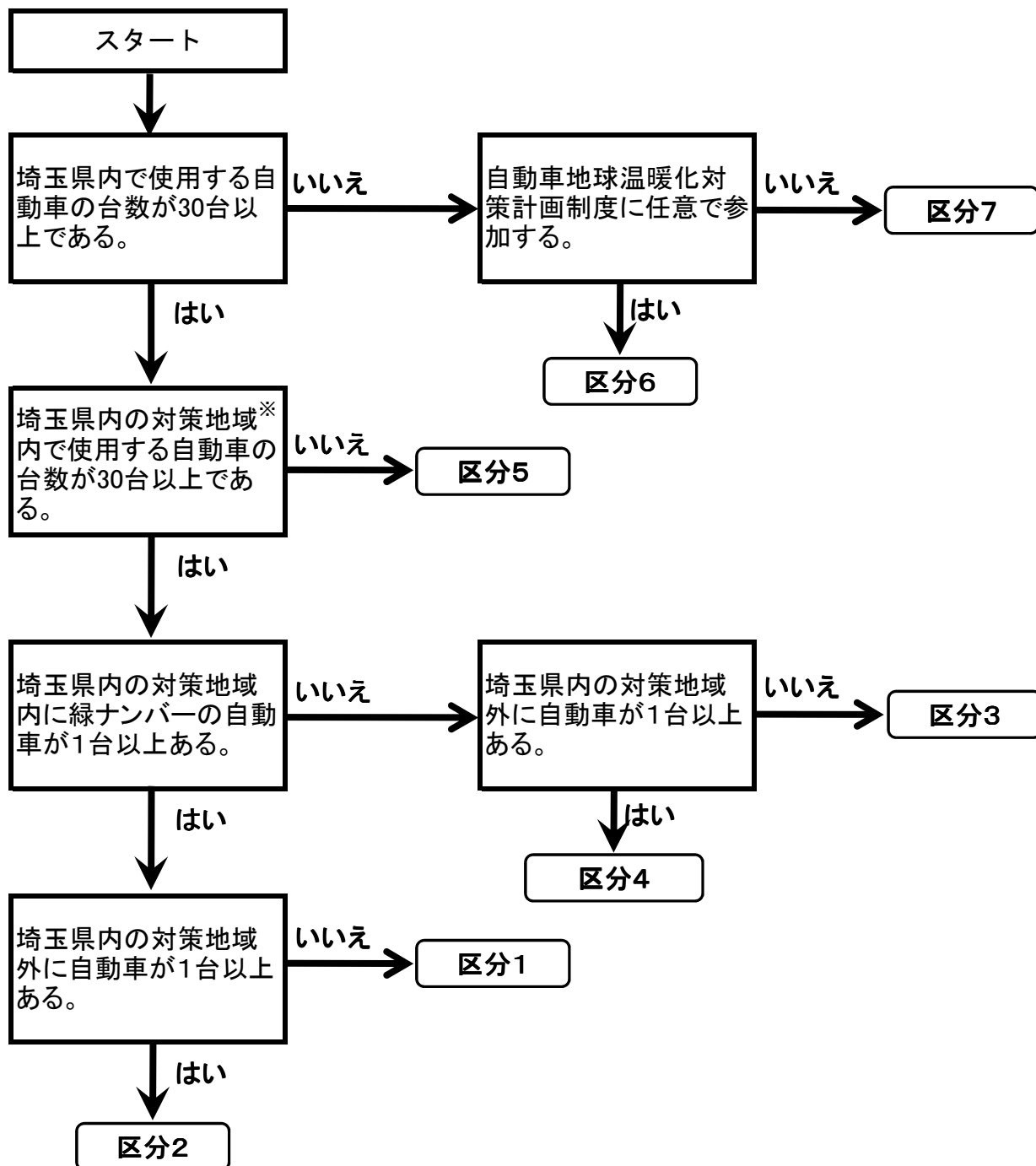


提出書類の確認

フローチャートで提出区分を確認し、次ページの提出書類一覧表の該当する区分の欄を御覧ください。



※ 対策地域とは、自動車NO_x・PM法の対策地域をいう。
対策地域については、『埼玉県条例及び自動車NO_x・PM法適用地域図』（43ページ）で御確認ください。

提出書類一覧表

初めて報告書を作成する場合は「計画」欄を、計画期間が満了になった場合は「計画」及び「実績報告」欄を、計画期間中の場合は「実績報告」欄を御覧ください。

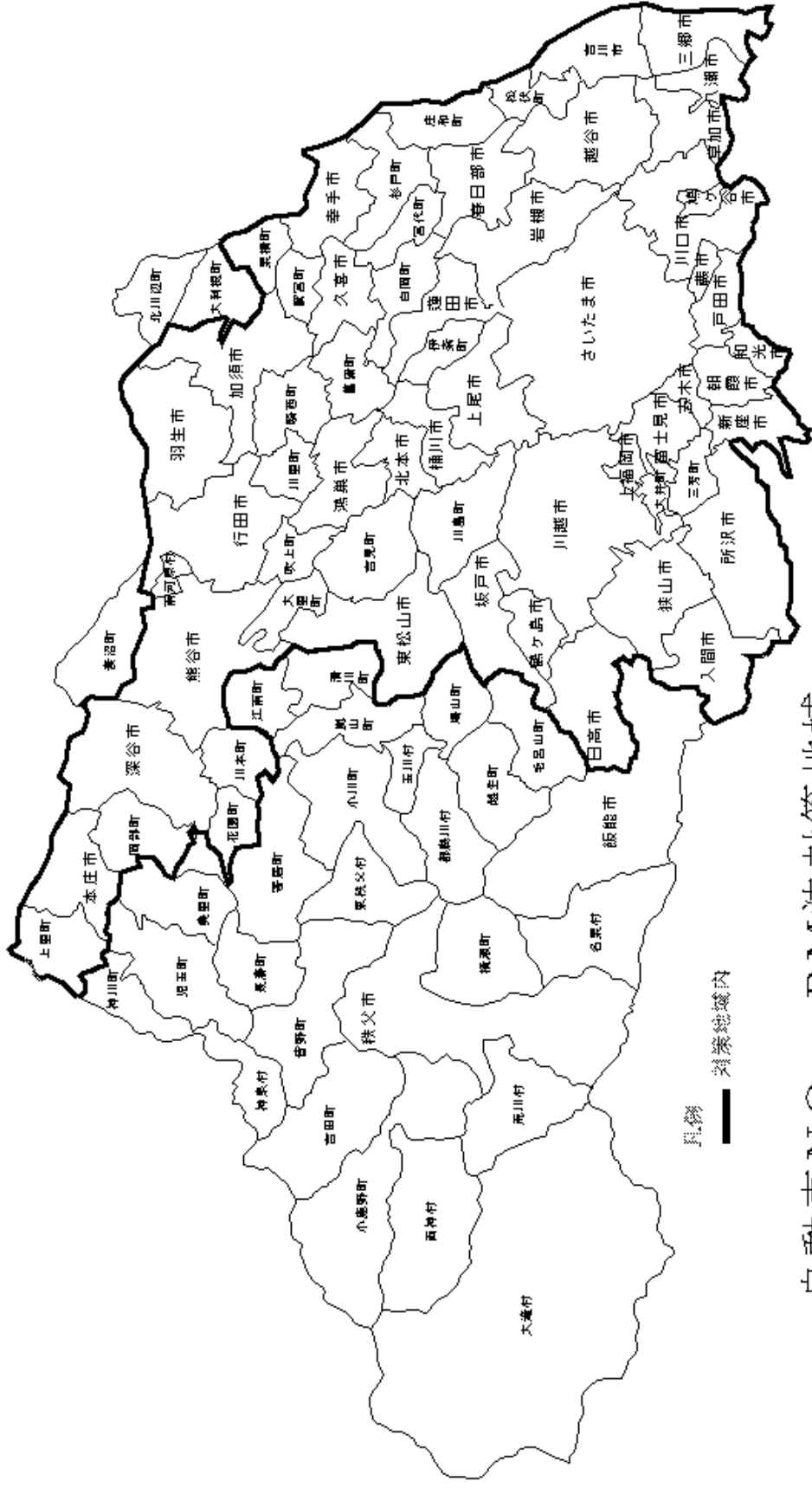
区分	提出する書類			提出の 締切
	計画	実績報告	共通	
区分1	※1	※1	※2	—
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・実績別紙	エコドライブ推進者選任／解任届(様式第12号)	7/31
区分2	※1	※1		—
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙		6/30
区分3	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式A-1) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式A-3) ・実績別紙		6/30
	・自動車使用管理計画(様式A-1) ・計画別紙(対策地域内)	・自動車使用管理実績報告(様式A-3) ・実績別紙(対策地域内)		6/30
※3	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙(県内)	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙(県内)		6/30
区分5	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙		6/30
区分6	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・実績別紙	7/31	
区分7	提出物なし			—

※1 区分1、区分2の事業者は、自動車NO_x・PM法に基づく自動車使用管理計画等を国に提出してください。様式や記入方法は国土交通省関東運輸局自動車交通部(045-211-7248)にお問い合わせください。

※2 エコドライブ推進者選任・解任届は、初めて計画を提出する時に提出してください。また、変更があった場合は30日以内に再提出してください。

※3 区分4の事業者は、対策地域内用と県内用の2種類を作成してください。

埼玉県条例及び自動車NOx・PM法適用地域図



自動車NOx・PM法対策地域

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例、埼玉県生活環境保全条例の適用地域は県内全域です。
- この行政区域図は平成14年10月時点のものです。その後、市町村合併があった場合でも対策地域に変更はありません。